

(案)

資料 1－1

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 10 月 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 6 年 6 月 4 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、
国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略都市計画建築物等整備事業」に 1 事業を追加し、2 事業について変更をする。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 1－1 別紙

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 10 月 16 日

東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～⑭ 略

⑮ 三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社、ヒューリック株式会社及び住友不動産株式会社が八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 34～37 のとおり決定又は変更する【令和 6 年 8 月着工】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区） 別紙 34

＜区が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 35

・東京都市計画自動車ターミナル第 8 号八重洲二丁目バスターミナル
別紙 36

・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙 37

※実施主体に住友不動産株式会社を追加。

⑯～⑳ 略

㉑ 小田急電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社及び東急不動産株式会社が、新宿駅西口地区において、新宿グランドターミナルの実現に向けた駅とまちの連携を強化する重層的な歩行者ネットワークや、立地特例を活かしたビジネス創発

機能を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 87～89 のとおり決定又は変更する。【令和 4 年 10 月着工】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・ 東京都市計画都市再生特別地区（新宿駅西口地区） 別紙 87

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・ 東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画 別紙 88
- ・ 東京都市計画駐車場第 26 号新宿駅西口駐車場 別紙 89

※実施主体に東急不動産株式会社を追加。

③②～④⑦ 略

④⑧ 三菱地所株式会社及び東武鉄道株式会社が、池袋駅西口地区において、駅からまちへ誘導する駅まち結節空間、国際アート・カルチャー都市の実現に寄与する情報発信施設、人材育成支援施設及び宿泊施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 145～154 のとおり決定又は変更する【令和 12 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・ 東京都市計画都市再生特別地区（池袋駅西口地区） 別紙 145
- ・ 東京都市計画都市高速鉄道第 4 号線本線 別紙 146
- ・ 東京都市計画都市高速鉄道第 8 号線本線 別紙 147
- ・ 東京都市計画都市高速鉄道第 13 号線 別紙 148

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・ 東京都市計画地区計画池袋駅西口 B 地区地区計画 別紙 149
- ・ 東京都市計画第一種市街地再開発事業
池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業 別紙 150
- ・ 東京都市計画第一種市街地再開発事業
池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業 別紙 151
- ・ 東京都市計画公園第 8・2・18 号
池袋西口公園 別紙 152
- ・ 東京都市計画道路幹線街路補助線街路
第 78 号線ほか 別紙 153
- ・ 東京都市計画駐車場第 29 号池袋西口駐車場 別紙 154

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1) 略 (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業 内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 (国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業) ①～⑭ 略 ⑮ 三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社、<u>ヒューリック株式会社及び住友不動産株式会社</u>が八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙34～37のとおり決定又は変更する【令和6年8月着工】 ＜都が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区） 別紙34 ＜区が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙35 ・東京都市計画自動車ターミナル第8号八重洲二丁目バスターミナル 別紙36 ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙37 ⑯～⑳ 略 ㉑ 小田急電鉄株式会社、<u>東京地下鉄株式会社及び東急不動産株式会社</u>が、新宿駅西口地区において、新宿グランドターミナルの実現に向けた駅とまちの連携を強化する重層的な歩行者ネットワークや、立地特例を活かしたビジネス創発機能を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙87～89のとおり決定又は変更する。【令和4年10月着工】 ＜都が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画都市再生特別地区（新宿駅西口地区） 別紙87 ＜区が定める都市計画に係るもの＞	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1) 略 (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業 内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 (国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業) ①～⑭ 略 ⑮ 三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社及びヒューリック株式会社が八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙34～37のとおり決定又は変更する【平成32年8月着工予定】 ＜都が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区） 別紙34 ＜区が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙35 ・東京都市計画自動車ターミナル第8号八重洲二丁目バスターミナル 別紙36 ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙37 ⑯～⑳ 略 ㉑ 小田急電鉄株式会社及び東京地下鉄株式会社が、新宿駅西口地区において、新宿グランドターミナルの実現に向けた駅とまちの連携を強化する重層的な歩行者ネットワークや、立地特例を活かしたビジネス創発機能を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙87～89のとおり決定又は変更する。【令和4年度着工予定】 ＜都が定める都市計画に係るもの＞ ・東京都市計画都市再生特別地区（新宿駅西口地区） 別紙87 ＜区が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画 別紙 88 ・東京都市計画駐車場第 26 号新宿駅西口駐車場 別紙 89 ③②～④⑦ 略 ④⑧ <u>三菱地所株式会社及び東武鉄道株式会社が、池袋駅西口地区において、駅からまちへ誘導する駅まち結節空間、国際アート・カルチャー都市の実現に寄与する情報発信施設、人材育成支援施設及び宿泊施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 145～154 のとおり決定又は変更する【令和 12 年度着工予定】</u> <u>＜都が定める都市計画に係るもの＞</u> ・東京都市計画都市再生特別地区（池袋駅西口地区） 別紙 145 ・東京都市計画都市高速鉄道第 4 号線本線 別紙 146 ・東京都市計画都市高速鉄道第 8 号線本線 別紙 147 ・東京都市計画都市高速鉄道第 13 号線 別紙 148 <u>＜区が定める都市計画に係るもの＞</u> ・東京都市計画地区計画池袋駅西口 B 地区地区計画 別紙 149 ・東京都市計画第一種市街地再開発事業池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業 別紙 150 ・東京都市計画第一種市街地再開発事業池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業 別紙 151 ・東京都市計画公園第 8・2・18 号池袋西口公園 別紙 152 ・東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 78 号線ほか 別紙 153 ・東京都市計画駐車場第 29 号池袋西口駐車場 別紙 154 以下 略	・東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画 別紙 88 ・東京都市計画駐車場第 26 号新宿駅西口駐車場 別紙 89 ③②～④⑦ 略 [加える。] 以下 略
---	--

別紙 1 4 5 ～ 1 5 4 （都市
計画資料）については、
データ容量が多大のため
掲載を割愛